

仕様書

1 件名

令和8年度車両用燃料売買単価契約

2 給油対象車両

沖縄県南部土木事務所（南部東道路建設現場事務所、金城ダム管理所を含む）が保有する公用車 21 台。令和8年4月1日現在の台数であり、年度内に増減あり。

3 契約品目

レギュラーガソリン、軽油。

ガソリン及び軽油は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に規定される品質規格に適合していること。

4 業務内容

受注者は、給油カードを持参した給油対象車両に給油を行う。

5 代金の請求

受注者は給油等の実績について、1ヶ月毎に取りまとめ、請求書宛名を「沖縄県南部土木事務所長」で送付すること。

6 給油所の必要数について

下表に掲げる要望場所に1ヶ所以上のフルサービス給油所を確保すること。
要望場所及び要望数は、最低限について定めているので、それ以上に契約条件で給油等ができる給油所があればなおよい。

市町村名	要望場所	要望数
那覇市	沖縄県南部合同庁舎から直線距離でおおむね2.0kmの範囲内	1

契約単価改定基準

1 基準価格

車両燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、経済産業省・資源エネルギー庁からの委託に基づき財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター（以下「石油情報センター」という。）が公表している給油所小売価格調査（沖縄局）に掲載されている各品目の1リットル当たりの価格（以下「調査価格」という。）から消費税を除いた価格（以下「基準価格」という。）を用いるものとする。

軽油の消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油引取税分を引いた上で除するものとし、その後軽油引取税を加えたものを基準価格とする。

基準価格は、小数点第2位を四捨五入とする。

2 単価見直しの時期

車両燃料単価の見直しは四半期ごとに行うこととし、変更された価格はそれぞれ7月、10月、1月の初日から適用する。

3 改定単価の算出方法

改定単価は、6月、9月、12月それぞれ第1週目に公表された基準価格に落札時値引率を乗じた価格とし、それぞれ7月、10月、1月の初日から適用する。

落札時値引率は、入札金額におけるガソリン単価 / 入札日直近の基準価格とし、少数点第3位を四捨五入とする。

ただし、値引率が1以上の場合は値引率は1とする。軽油も同様とする。

改定価格は、小数点第2位を四捨五入とする。

4 緊急時の対応

天災地変、紛争等による社会・経済情勢の急激な変動により石油製品価格が急騰又は急落した場合において、現在の契約単価による供給が適当でないと認めるときは、前記2に規定する単価見直しの時期にかかわらず、速やかに単価見直し協議を開始することができる。この場合の改定単価の算出方法は、原則として、前記3の方法による。